

議案第 3 1 号

羽曳野市赤ちゃんに本を贈ろう基金設置条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市赤ちゃんに本を贈ろう基金設置条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市赤ちゃんに本を贈ろう基金については、赤ちゃんに本を贈呈する事業費として活用してきたところであるが、基金設置の目的を達成したことから、同基金を廃止するため、制定するものであります。

羽曳野市赤ちゃんに本を贈ろう基金設置条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市赤ちゃんに本を贈ろう基金設置条例(平成13年羽曳野市条例第18号)を廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。